

令和5年9月28日

関係団体 様

国土交通省中国地方整備局  
建政部建設業適正契約推進官 梶原秀之

「中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」  
参加団体様への情報提供

日々ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より建設産業行政にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

令和5年2月3日に開催した「中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」をご案内した各団体様に、情報提供がありますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 令和5年度建設業取引適正化推進期間 建設業法に関する講習会について

国土交通省では、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、建設業における取引の適正化の推進を図ってきたところです。

今年度も10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、中国地方8会場において、建設業の取引適正化に関する啓発活動を、別紙「令和5年度建設業法に関する講習会」のとおり開催します。

適正な取引のため、機会をとらえてご聴講いただきますようお願いいたします。

2. 建設業の働き方改革について

令和6年4月1日から、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。他産業ではすでに実施されていた上限規制について、建設業では適用が猶予されてきたものですが、以後、原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなります。

国民生活や社会経済を支える建設業は、多くの課題を抱えておりますが、中でも長時間労働は喫緊の課題のひとつです。長時間労働の改善には、「適正な工期の確保」、「4週8閉所の実現」、「契約の見直しに関する協議」、「柔軟な働き方の理解」など、発注者のご協力が不可欠です。

ご協力をお願いするにあたって、全国の総合建設業を営む企業により組織される一般社団法人日本建設業連合会（日建連）では、建設会社各社が共通のツールを用いて「工期に関する基準」をもとに発注者にご協力をお願いできるよう、国土交通省、厚生労働省の後援により、リーフレット「民間事業者・施主の皆様へ 建設業の働き方が変わります」を制作されていますので、このリーフレットにありますように、4つの点について、ご協力をいただきたくお願いいたします。

以上1. 2. につきまして、機会をとらえて、会員企業、関係者の皆様にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

□□□本件に関する担当者□□□

建政部計画・建設産業課 土井 上本

電話番号 (082) 221-9231 (代表)

メールアドレス kensetugyou@cgr.mlit.go.jp

# 令和5年度 建設業法に関する講習会

～みんなで守る 適正取引～

国土交通省では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業における取引の適正化に関する集中的な取組を行います。

中国地方整備局と管内各県の主催により、建設業取引適正化を推進するため、以下のとおり講習会を開催します。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

**\* 申込み方法・注意事項は裏面をご覧ください (先着順です)**

## ■ 鳥取県 (鳥取・米子会場)

【鳥取会場】(定員約100名 申込〆切11月30日)

日時：12月7日(木) 13:30～16:00

場所：鳥取県庁1階講堂

(鳥取市東町1丁目220)

【米子会場】(定員約60名 申込〆切11月29日)

日時：12月6日(水) 13:30～16:00

場所：米子市文化ホール

(米子市末広町293)

## ■ 広島県 (広島・福山会場)

【広島会場】(定員約100名 申込〆切10月26日)

日時：11月2日(木) 13:30～16:00

場所：広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室

(広島市中区上八丁堀6-30)

【福山会場】(定員約100名 申込〆切11月1日)

日時：11月8日(水) 13:30～16:00

場所：広島県福山庁舎第3庁舎

第381・382会議室

(福山市三吉町1丁目1-1)

## ■ 島根県 (出雲・浜田会場)

【出雲会場】(定員約100名 申込〆切10月30日)

日時：11月6日(月) 13:30～16:00

場所：島根県出雲合同庁舎7階

702・703会議室

(出雲市大津町1139)

【浜田会場】(定員約90名 申込〆切11月8日)

日時：11月15日(水) 13:30～16:00

場所：島根県浜田合同庁舎2階 大会議室

(浜田市片庭町254)

## ■ 山口県 (山口会場)

【山口会場】(定員約160名 申込〆切10月18日)

日時：10月25日(水) 13:30～16:00

場所：山口県庁 厚生棟

3階 職員ホール

(山口市滝町1-1)

## ■ 講習内容 ■

- 「建設業法における法令遵守・取引適正化について」  
(技術者制度、働き方改革、適正取引、各種最新動向、トラブル事例、建設キャリアアップシステム等) (整備局)
- 「建設業法違反事例について」 (県)
- 「建設業における時間外労働の上限規制について」 (労働局)



《お問い合わせ先》

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 担当：土井・上本

TEL：(082)221-9231 内線6142/6148

# 建設業の働き方が変わります

民間事業者・施主の皆様へ

## 2024年4月1日から建設会社にも 時間外労働の上限規制が適用されます。

2019年、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。建設業についてはこの上限規制の適用が猶予されてきましたが、今後、原則として月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなります。

以下の4つの点について、ご協力をいただきたくお願いいたします。

### 適正な工期の確保



「工期に関する基準」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラム」(下記)等を適宜参考にしつつ、適正な工期の設定にご協力をお願いします。

また、工事工程と連動したものの決めなどの合意形成ルールの円滑な運用により、資機材調達等の適正な期間の確保にご協力をお願いいたします。

### 4週8閉所



ワークライフバランスの実現に向け、週休2日を実現する前提となる4週8閉所を実現のため、現場閉所日の設定・時間帯の設定について、ご理解をお願いします。

### 契約の見直しに関する協議



確認申請の遅れや施主直営工事のスケジュール変更、工期に影響する設計変更等により、当初契約時の工期では施工が難しくなる場合には、工期延長を含めた契約条件の見直しの柔軟な協議をお願いいたします。

### 柔軟な働き方の理解



働き方改革推進のため、技術者のローテーション出勤やリモート勤務の実施等について、ご理解をお願いいたします。

「建築工事適正工期算定プログラム」とは、適正工期での受注を推進し、完全週休2日制を実現して、建設業に従事する人々の生活の質を高め、将来に渡る担い手を確保することを目的として、日本建設業連合会が作成したプログラムです。日建連HP「建築工事適正工期算定プログラム」：<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>



建設業の働き方改革を進めるための「工期に関する基準」をご確認ください。

2020年、建設業の長時間労働を是正し働き方改革を進めるため、建設工事において適正な工期を確保するための基準として、中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告しました。このなかには、工期設定に関連する発注者の責務、適正な工期の確保、4週8閉所、契約に関する協議などについて記載されております。



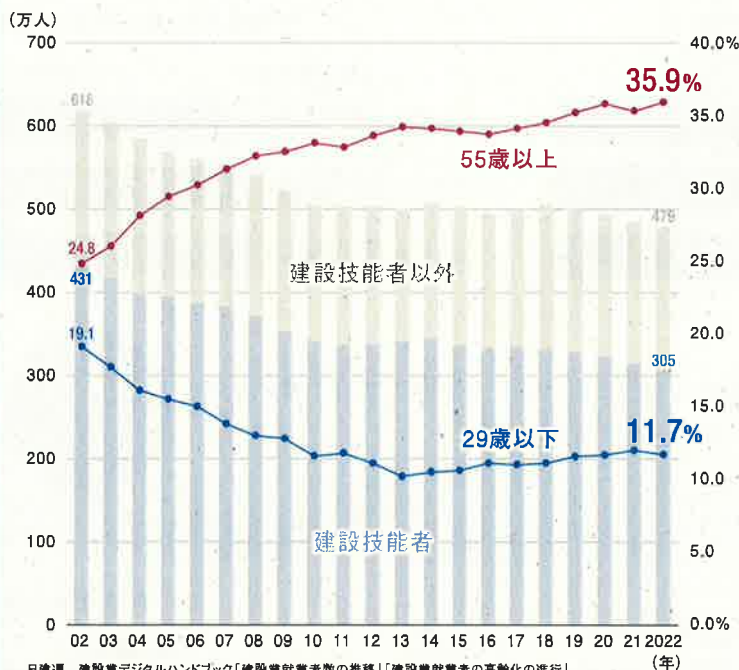


# 建設業の担い手働き方の現状

## 国の統計からみる建設業の現状

国民生活や社会経済を支える建設業は今、担い手不足や長時間労働など多くの課題を抱えています。就業者数や労働時間の推移、休日の状況などの統計から、建設業を取り巻く現状を紹介します。

■建設業就業者数の人数と若年層／高齢層の割合の推移

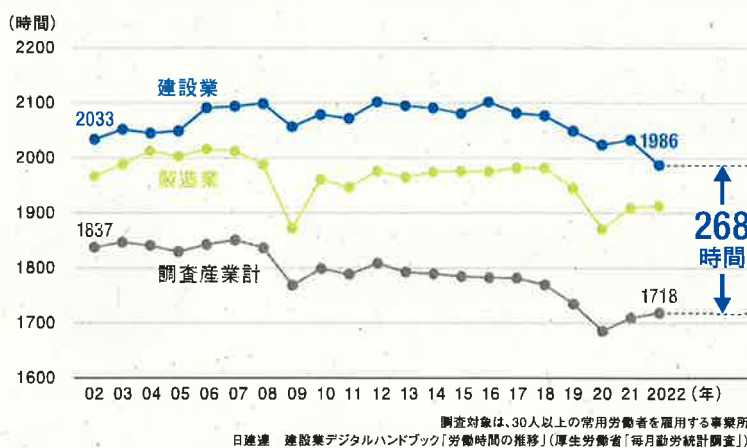


■年齢階層別建設技能者数



29歳以下 **11.7%** 55歳以上 **35.9%** 建設業就業者数は年々減り続け、高齢層の割合が急激に増加しています。新規入職者に選ばれる産業に変わらなければ、近い将来、担い手不足により建物やインフラなどの新設や維持ができなくなるおそれがあります。

■年間実労働時間の推移



全産業 **1718** 時間 建設業 **1986** 時間

年間実労働時間は、全産業平均1718時間に対して建設業は1986時間と、268時間増(1か月あたり22時間増)の長時間労働になっています。

## 持続可能な建設業界でありつづけるために

建設業では、長時間労働の是正や週休二日を確保するための取り組みを進めています。「給与が良い」「休暇がとれる」「希望がもてる」の「新3K」に「カッコいい」を加えた「新4K」の魅力溢れる建設業の実現を目指していきます。